



生産緑地 2022年問題 の今

生産緑地法の改正から30年。
不動産市場に大きな影響をもたらすとされた2022年問題を解説します。



講師

水上和巳氏

えほん遺言司法書士事務所
代表司法書士

大阪府吹田市生まれ。司法書士試験合格後、司法書士法人トリニティグループへ入社し、令和元年に役員就任。

家族信託部門にて営業企画から実務まで全ての業務を担当し、実務の中で経験した最新の事例を基に、会計事務所向け家族信託セミナーなど多数のセミナーへ登壇。

令和3年に独立し「えほん遺言司法書士事務所」を開所。遺言書の更なる普及に向けた活動を行っている。

東京生講座
オンライン LIVE & アーカイブ

5/16(月) 14:00-16:00

※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能
※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より視聴可能

会場受講 先着20名様限定

オンライン受講 無制限

会場

ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分

東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分

受講料

一般: [会場受講] 20,000円(税込)
[オンライン]

会員: 無料

定額制クラブ / 資産税実務研究会 /
不動産コンサルティング実務研究会 /
資産税オンライン会員

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

「生産緑地の2022年問題」とは、1992年改正された生産緑地法により指定を受けた生産緑地が、30年を経過する2022年に一斉に指定を解除される問題です。

三大都市圏の市街化区域の農地が、一気に宅地に変わる。

そんな大きな変化の年が、今年2022年なのです。

2022年に生産緑地がどうなるのか？

そもそも生産緑地とは何なのか？

最前線の情報を、徹底的に解説します！

プログラム

- ・生産緑地とは？
- ・生産緑地の2022年問題とは？
- ・生産緑地の顧客に対して案内すべきこと
- ・今こそ、再確認すべき、固定資産税の基礎
- ・生産緑地の指定による恩恵 相続税の納税猶予と指定解除の効果
- ・生産緑地指定の延長について
- ・特定生産緑地にしなかった場合の出口戦略徹底解説

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

5/16(月)「生産緑地2022年問題の今」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 会場受講 (20名様) オンラインLIVE受講 (無制限) オンラインアーカイブ受講(無制限)

種 別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 不動産コンサルティング実務研究会 会員(無料)
 資産税オンライン会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail